

京都市告示第640号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年3月14日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
淀131号線	伏見区淀際目町444番地地先から	旧	メートル 138.20	メートル 3.90 ~4.75
	同町417番地の1地先まで	新	163.90	4.66 ~9.34
淀190号線	伏見区淀際目町453番地の6地先から	旧	14.20	6.00 ~6.40
	同町435番地の3地先まで	新	14.20	6.00 ~6.66
淀208号線	伏見区淀際目町362番地の1地先から	旧	485.00	6.40 ~10.50
	同町471番地の2地先まで	新	501.70	6.01 ~12.70
淀209号線	伏見区淀際目町378番地の4地先から	旧	495.00	6.20 ~13.00
	同町471番地の2地先まで	新	483.80	6.75 ~10.60
淀210号線	伏見区淀際目町479番地の2地先から	旧	52.00	6.95 ~12.00
	同町462番地の5地先まで	新	46.00	6.00 ~9.40

(建設局土木管理部道路明示課)